

ものがたり四

暖かいきなりのこころづくり

(保健・医療・福祉)

## 一、安心して生活できる

### きなりの郷づくり

きなりの郷ではすべての住民が安心して生活できる保健、医療体制の確立を図ります。

#### 【現況と課題】

〔保健〕日本の平均寿命は、戦後、生活環境の改善や、医学の進歩により急速に延び、今や世界有数の長寿国となっています。

平成十二年度に実施された国勢調査によると、下北山村の総人口のうち、六五歳以上の高齢者が占める割合は、三八・四％となり全国平均からみても非常に高くなっています。

また、このような人口の急速な高齢化が進むことが予測される一方、少子化への加速や、食生活や運動不足等を原因とする生活習慣病の増加、認知症や寝たきりなどの要介護者の増加など健康問題が大きくとらえられています。

少子化に伴い、同年代の子どもの数が徐々に減少している状況の中で、育児に関する情報提供や子育て支援の場を充実していくことが必要です。そのためには、単一での取り組みではなく、様々な関係機関との連携を取りながら乳幼児から成人までの一貫した支援体制の整備が必要です。

成人では、食生活の形態の変化や運動不足などが原因となり生活習慣病が増加しています。生活習慣病の増加を予防するためにも子供の時期からの支援・サポート、成人期からの自己健康管理が必要です。

高齢者では、介護保険利用者（寝たきり、認知症老人）の増加が進んでおり、

認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間（健康寿命）の延伸が必要です。

健やかで心豊かに生活できる活力ある健康的な村づくりは、最重点課題であり今後、従来にも増して健康推進を図り、発病を予防する「一次予防」や、早世（早死）や要介護状態を減少させ、認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間（健康寿命）の延長などを図っていく必要があります。

〔医療〕医療については、国保診療所において内科、外科をはじめ小児科等、ほぼ全般の診療を実施しております。しかし、施設の老朽化によって機能面から診療所内の段差などバリアフリー化が遅れています。又、診察室内に中待合がなく、プライバシーが保たれていない状況にあります。救急患者搬入口がない他、駐車場スペース等が十分でなくさまざまな問題があります。

人材については、現在、自治医科大学卒業医師を、県より派遣を受け二年交代で赴任していますが、医師一名という体制からその機動力に限界があり、平日や夜間・休日などの緊急時の医療体制を整備していく必要があります。

救急時の対応は、吉野広域消防北山分遣所により第二次救急医療機関への移送体制は確立しているとは言え、近隣医療機関との連携を強化していくことが必要です。

高齢化が進み寝たきりや準寝たきりの方が増える事が考えられることから、在宅での看護、リハビリ等の充実した体制作りが必要です。

診療所以外の専門病院を受診する場合において、公共の交通機関が少ないことから、受診する事が困難になっています。

### 【計画】

#### 一、保健

- ・ 妊産婦期から成人期まで一貫した教育、相談、健診などの充実に努めます。
- ・ 児童生徒が心身の健康保持増進の基礎を形成できるように保育所並びに教育機



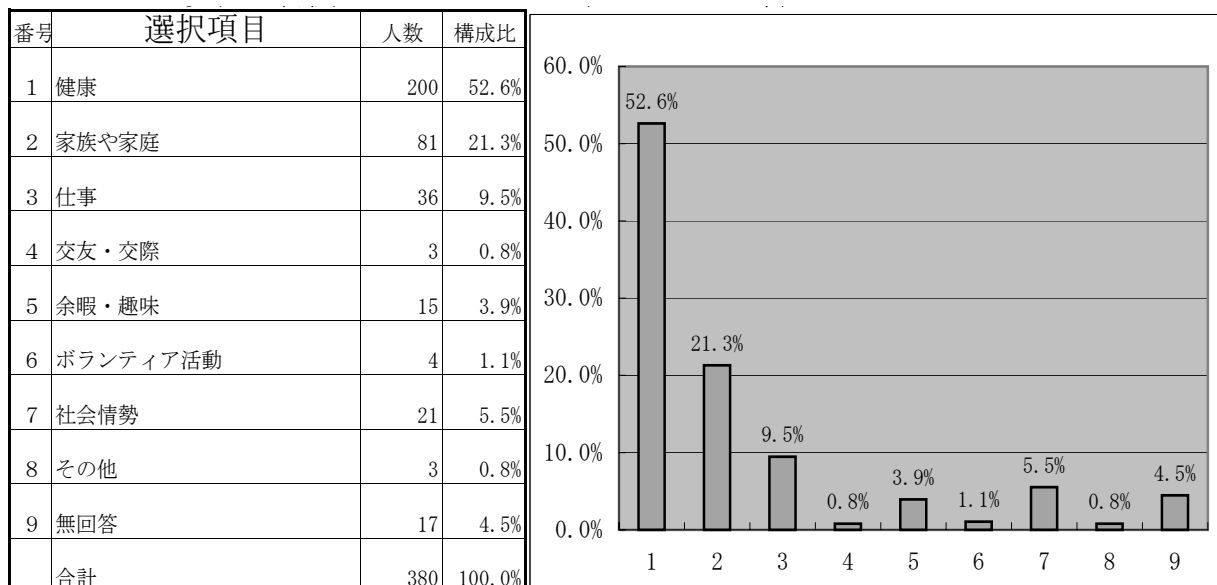
関との連携により個々のケースに応じた保健活動を推進します。

- ・保育所、小学校、中学校と連携を図り、生活習慣病の予防に対する知識の普及と取り組みの支援を行います。
- ・子育て期の母親に対して地域での孤立を防ぐ為に同年代や同じ立場にいる人との交流の場の提供を行います。
- ・健康を自ら維持・増進することにより日常生活習慣の改善を行います。
- ・地域への普及活動を目指す自主グループの育成と支援を行います。
- ・訪問指導、健康教室、健康相談などの取り組みを家族、地域、地区組織を単位として充実させ、生活習慣病予防の知識の普及を図ります。
- ・村民がいっせいに健康づくりに取り組める集いを行います。
- ・健康に関する情報提供に努めます。
- ・村民皆が年に一度健康診査を受診できるよう啓発に努めます。

## 二、医療

- ・今後、建物の新築あるいは改築を進めるとともに施設のバリアフリー化を図り、受診者が診療所内においてプライバシーが保てるように努める必要があります。
- ・診療所医師の確保と定住化に努めるとともに医療診療の充実を図ります。
- ・医療機関とのネットワークの体制の整備を図るよう努めます。
- ・住民に対し医療に関する教室や講座を企画し、情報の提供が出来るよう努めます。
- ・医師の指導により、住民が安心して在宅で医療やリハビリテーションが受けられるような体制作りに努めます。
- ・医療の充実を図る為、人材の確保及び、研修等の参加により資質の向上に努めます。
- ・診療所への受診に対しては、交通弱者と言われる高齢者を中心として、高齢者福祉事業と連携をとりながら、患者の利便性を図れるように努めます。
- ※バリアフリー：「障壁のない」の意）建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者の方や障害者の方に配慮をすること。
- ※リハビリテーション：障害者の方や事故・疾病で後遺症が残った方などを

## ■あなたが現在一番関心のあることは（1つだけ○印）



対象とし、身体的・心理的・職業的・社会的に最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助。社会復帰。

## 二、高齢者や障害者が共に生活する きなりの郷のむらづくり

きなりの郷では、  
住民一人ひとりの自立としたいやりの心をはぐくみます。

### 一、高齢者福祉

#### 【現状と課題】

本村の高齢者人口は平成十二年の国勢調査において、高齢化率三八・四％となっており奈良県内でも最も高齢化が進んでいる村の一つであります。

このような高齢化の進行により、本村においては、平成十二年度から施行されている介護保険制度の運営状況からも年々、要介護認定者の増加及び訪問介護サービスや通所介護サービス、施設入所など介護サービス利用者が急増しております。これに伴い介護給付費の支給が大幅に増大し、保険料収入に不足が生じるなど、制度の運営面や村財政への負担増など様々な問題が生じています。

健康づくりや介護予防に努めても、寝たきり老人や認知症老人など介護を必要とする高齢者が今後増加することが予測されます。

こうした介護の問題は、老後生活の最大の不安要因であり、高齢者や家族が安心して生活を送れるようにするため、在宅福祉を基本理念とし、必要な介護サービスの基盤の整備、あるいは介護サービス内容の質の確保、家族介護者への支援が図れるよう在宅福祉サービスの更なる充実に努める必要があります。

しかし、在宅介護により家族が長期にわたる介護のため、疲れ果てて崩壊することがないよう介護からの解放として、施設入所を希望する高齢者については、

施設（小規模多機能型介護施設）の確保を検討する必要があります。

一方、現在の高齢者は総体的にみて活動的であり、経済的にも比較的豊かで、スポーツや文化活動、旅行など積極的に活動を行っている高齢者も少なくありません。

しかし、核家族化に伴い、昨今、一人暮らし高齢者が増加傾向にあります。

地域から孤立しがちな一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の実態を把握するとともに、家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者の社会参加等が円滑に行えるための支援を図る必要があります。

そのためには、安心して暮らせる長寿社会を実現するため、健康づくり、疾病への早期対応、生活習慣の改善などの予防対策とともに高齢者が地域において、豊富な経験と豊かな知識を活かし、地域活動に積極的に参加し、生きがいをもって地域社会を支える役割を担うことを可能とするような環境整備に努める必要があります。

また、高齢者や障害者の人が健常な人とともにあたりまえの生活が送れるよう、安心をして生涯を過ごすことができる社会をつくるために、人間としての尊厳の確保やプライバシーの保護などに配慮がなされなければなりません。

そのためには、成年後見制度（認知症や精神障害などによる障害のため、判断能力の不十分な人に対し、支援を行うものです。）や地域福祉権利擁護事業（認知症や精神障害などによる障害のため、日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用援助を行うものです。）の積極的な制度の活用に努めます。

## 【計画】

(一) 高齢者がいつまでも元気な長寿の村づくり

- ・高齢者が健康でいきいきした日常生活ができるよう国が行う「介護予防事業・（地域支え合い事業）」を推進します。
- ・健康づくり事業として、各種講座の開催、スポーツの振興、文化的活動などを推進します。



- ・認知症を早期発見し、適切な対応を行えるよう関係機関（県老人性疾患センター、保健所、保健センター、在宅介護支援センター、医療機関）等との連携を図り、認知症高齢者や家族との相談体制の充実に努めます。
- ・認知症高齢者に対する支援対策として、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を推進します。
- ・介護予防の訪問や家族介護への支援、寝たきり防止など訪問指導の重要性が高まっており、必要に応じた効果的な訪問計画ができるよう努めます。

(二) 高齢者にやさしい村づくり

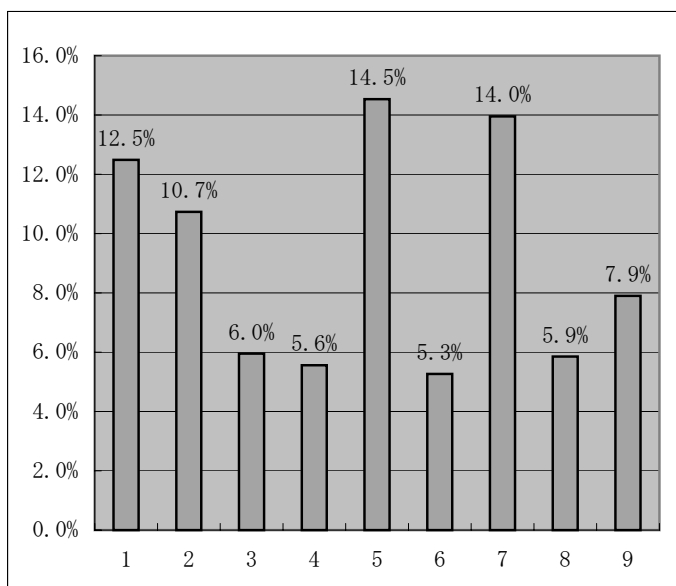
- ・要援護者及び高齢世帯が日常生活をする上で自助努力だけでは足りない部分や急な体調の変化や転倒による捻挫など短期間において、要援護状態になったとき、いつでも速やかに援助や支援できるよう地域で支えあえるネットワークづくりや訪問介護員（ホームヘルパーなど）の確保に努めます。
- ・要援護高齢者や一人暮らし高齢者が抱える健康や病气、生活相談などに対応するため、在宅介護支援センターを中心とした相談窓口の積極的な活用を促進するとともに関係機関との連携を図るための体制の整備や職員の研修など資質向上に努めます。

(三) 高齢者が生きがいと誇りのもてる村づくり

- ・老人クラブが仲間づくりやボランティア活動のほか健康づくり、生きがい活動など自主的で独創的な運営が積極的に行われるよう支援をします。
- ・福祉分野などでボランティア活動を自主的に行っている高齢者団体やグループに対し、支援を行います。
- ・高齢者の豊かな経験や知識を村づくりに活かすようシルバー人材の活用を図り、高齢者の就労の機会を促進し、積極的な社会参加を促進します。
- ・伝統や伝承、生産活動に接する機会が少ない世代に対し、高齢者がこれまで培ってきた経験や知恵・知識を後世に伝えるため、世代間交流などの企画等を行います。

■より魅力ある下北山村にするためには（3つまで○印）

| 番号 | 選択項目                         | 人数   | 構成比    |
|----|------------------------------|------|--------|
| 1  | 自然環境を活かした観光の場やスポーツ施設をより充実させる | 128  | 12.5%  |
| 2  | 魅力ある特産物をつくる                  | 110  | 10.7%  |
| 3  | 人材を育成するための組織や拠点作りをする         | 61   | 6.0%   |
| 4  | 道路やバス等の交通網の整備                | 57   | 5.6%   |
| 5  | 高齢者が安心して暮らせる環境作りをする          | 149  | 14.5%  |
| 6  | 子育てが安心してできる環境作りをする           | 54   | 5.3%   |
| 7  | 働ける場の提供を積極的に行う               | 143  | 14.0%  |
| 8  | 農林水産業に積極的に取組み地場産業を活性化させる     | 60   | 5.9%   |
| 9  | 田舎暮らしを求める都市部の人が移りすみやすい環境整備   | 81   | 7.9%   |
|    | その他5%以下、7項目                  | 182  | 17.8%  |
|    | 合計                           | 1025 | 100.0% |



(四) 高齢者が安全で安心して暮らせる村づくり

- ・介護を必要とする高齢者に対しては、在宅福祉を基本理念とする観点から本人及び家族に対し、総合的・継続的な介護サービスを提供するため、高齢者生活支援ハウスを拠点として質の高い介護サービスの提供に努めます。
- ・高齢者生活支援ハウスについては、施設の管理運営を社会福祉協議会に委託し、居宅介護支援事業者として適切な介護サービスの提供ができるよう支援を行います。
- ・社会福祉協議会については、定款に定める目的の達成のため、村の福祉の充実にめざして行う社会福祉活動に対し、円滑な事業運営ができるよう支援を行います。
- ・公共的な建物や道路、公園などの整備の際には、高齢者や障害者が安全で安心をして、利用できるような構造にするなど県の「住みよいまちづくり条例」の整備基準に配慮した設計、施工に努めます。
- ・要援護高齢者や一人暮らし高齢者の実態把握に努めるとともに地域からの孤立を防止するために、友愛訪問など地域のネットワークづくりをはじめ、公共機関や医療機関への通院のほか日常生活の買い物などに外出支援サービスとして、福祉バスの運行に努めます。
- ・一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加により、介護については、家族の長期にわたる介護や老老介護からの解放、介護者不在の増加傾向に対応するため、広域的な面から小規模多機能型介護施設の整備を検討します。

## 二、障害者福祉

### 【現状と課題】

障害者福祉については、身体・知的障害者福祉、精神障害者福祉に分けられ、各制度に応じた給付等（車椅子、補聴器などの補装具の給付、更生医療、身体障害者手帳の取得他）を実施していますが、介護を必要とする家庭の把握など、障

害者の実態を十分把握する必要があります。あわせて、障害者の高齢化に伴い、社会復帰を目的とした事業を進めるとともに住居環境の整備や、家庭内生活の援護を十分行っていく必要があります。

身体・知的障害者福祉及び精神障害者福祉については、あらゆる活動に参加する上で、心の壁（バリア）を感じることがないように、障害に関する正しい知識の普及や村の広報等を活用した啓発を行い、ノーマライゼーション（※1）の理念を定着させることが必要です。

また、これからの障害者福祉は、自立を支援する方向で進められます。できるだけ障害者の自主的な選択と決定を尊重して、行政はサービス提供の基礎的な条件を整えていくという考え方です。しかし、障害者福祉制度は複雑であり、特に平成一五年度からサービス利用の方式が措置から契約へと切り替わったため、利用者の主体性を生かせる積極的な情報提供、相談支援がきわめて重要な課題となります。

精神障害者福祉については、人々を取り巻く社会環境の複雑化により、心の健康が損なわれやすい状況にあることから、心の健康づくりは、重要度が増しています。精神障害者に対する施策は、これまで医療中心で行われてきたため、地域での生活支援体制の整備が遅れています。

現在では、精神障害者居宅介護支援事業として精神障害者に対するホームヘルプサービスが位置付けられて各町村で実施されています。今後も近隣の医療機関との連携を維持しながら精神障害者への医療の充実に努めるとともに、地域での生活の支援を行う上で身近な存在である村の果たす役割の高まりにあわせて、日常生活上の問題を抱える精神障害者に対する支援に積極的に取り組んでいく必要があります。

※1 ノーマライゼーション：一般的には、障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方



## 【計画】

### (一) 障害者福祉

- ・障害者ひとり一人の日常生活状況の実態把握に努め、障害に応じたきめ細かい相談・指導・機能回復訓練の充実に努めます。
- ・障害の軽減を図るため、障害者（児）の個性と発達段階に応じた療育、保育を実施します。
- ・障害児ひとり一人のニーズに応じるため、関係機関との連携体制を構築し、教育・福祉・医療・労働等の幅広い観点から適切な支援を行います。
- ・障害者理解のための啓発は、きめ細かに取り組むことにより、その効果がより一層期待できることから、県等関係機関と連携を取りながら啓発活動を推進します。
- ・支援費制度や福祉用具に関する相談・情報提供について、障害者ひとり一人の状況に応じたきめ細かな情報提供に努めます。
- ・介護・家庭訪問指導各種相談に対応するための相談、ホームヘルパーの充実に努めます。
- ・障害者の自立支援を行うとともに、地域社会への参加の場づくりに努めます。
- ・地域で生活する障害者の最も身近な相談相手として、身体障害者相談員・知的障害者相談員や民生児童委員の活用を推進します。
- ・各事業所への啓発を進め、障害者の就労機会の拡充に努めます。
- ・サービスの利用にあたって利用者の主体的な選択を支援したり、自立に向け生活全般を総合的に支援したりするための体制の充実及びボランティア活動の推進に努めます。
- ・医療や保健・福祉及び生活に関わる人々が、障害者のニーズに対して、身近な地域で総合的・継続的に対応できるように広域的な連携のもと、体制の整備に努めます。
- ・長期にわたる入院等により、社会復帰が困難な精神障害者の円滑な社会復帰のための体制整備を促進し、近隣市町村との協力・連携を図ります。

- ・保健所や専門機関と連携し、心の健康に関する学習の機会を設け、精神障害者に対する誤解や偏見の解消に努めます。
- ・身体障害者及び精神障害者手帳制度等の障害者福祉制度についての周知に努め、住民の理解を図ります。
- ・公共施設のバリアフリー化等に取り組み、住みよい環境づくりに努めます。

### 三、児童福祉・母子（父子）福祉

#### 【現状と課題】

平成十二年十月時における本村の総人口に占める一四歳以下の人口割合は一四・〇％であり、国勢調査による全国平均一四・六％、奈良県平均一四・八％を下回っています。次世代を担う子ども達は、かけがえのない地域の宝であり、今後もし子化が進む中、若い人達が、子どもを産み育てたいといえるような環境づくり、また、子ども達一人ひとりの個性・能力を伸ばし、いきいきと成長していけるような環境づくりを、地域と行政が協働して行っていくことが重要であります。

現在、本村においては保育所を設置しており、二歳半から小学校入学までの保育を行っています。夫婦共働き家庭の増加や、就労の形態も多様化していることから、現在の八時間保育では対応が困難になることも考えられ、長時間保育・延長保育等の子育てと仕事などの社会参画を両立できる多様な保育サービスが今後の課題となります。

児童虐待問題について、平成十五年度における全国の児童相談所への児童虐待相談件数は二万六千件を超え、社会全体の課題となっています。本村においても発生に備え、早期発見、早期対応できる体制を整えるとともに、児童相談の利用を住民に対して促進していく必要があります。

## 【計画】

- ・ 保育所の計画的な改修・整備に努めます。
- ・ 多様化する保育ニーズに対応した保育機能の充実に努めます。
- ・ 仕事をしながら子育てをしている人の保育サービス・学童サービスの充実に努めます。
- ・ 全ての子育て家庭に対して、子育てに関する情報の提供及び、情報交換の場の提供に努めます。
- ・ 県内における児童相談施設との連携を図り、より多くの方に児童相談を利用して頂けるよう周知を図ります。
- ・ 児童虐待防止のネットワークの構築について検討します。
- ・ 母子（父子）家庭の安定のため、相談、指導の充実に努めます。

